

○愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱

平成28年9月21日

告示第53号

改正 平成29年5月15日告示第40号

平成29年9月29日告示第67号

(目的)

第1条 この告示は、愛南町奨学金返済支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することにより、愛南町への移住及び定住並びに地元就職の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校をいう。
- (2) 企業等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者及び町長が適当であると認める企業者をいう。
- (3) 第一次産業 農業、林業及び漁業をいう。

(補助対象となる奨学金等)

第3条 この告示による補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) その他町長が認める奨学金等

(補助対象者)

第4条 この告示による補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。ただし、公務員(臨時職員及び非常勤職員を含む。)を除く。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等(以下単に「奨学金等」という。)の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返済を遅延なく行っている者
- (3) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者
- (4) 補助金の交付を申請する年度において本町の住民基本台帳に登録があり、現に居住

している満40歳以下の者であって、交付を申請する年度から引き続き5年を超える期間本町に居住する意思のあるもの

(5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者

ア 平成27年3月1日以降に本町に本社等を有する企業等に就職し、1年以上継続して雇用されている者

イ 平成27年3月1日以降に本町において起業し、1年以上継続して事業を行っている者

ウ 平成27年3月1日以降に本町において第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している者

(6) 町税等を滞納していない者

(7) 原則として、町の他の移住定住の促進及び就業促進に係る補助事業等の給付を受けていない者

(8) その他町長が特に適当であると認める者

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、別表第1のとおりとし、同表左欄に掲げる要件を満たした場合に限り、同表右欄に定める期間とする。

(補助金の額)

第6条 この告示の規定による補助金の額は、別表第2のとおりとし、補助金の交付は、同一補助対象者に対し1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、愛南町奨学金返済支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

(2) 申請日までの奨学金等の返済額を証する書類の写し(預金通帳の写し等)

(3) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し

(4) 住民票

(5) 第4条第5号アに該当する者にあつては事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書(様式第2号)、同号イに該当する者にあつては自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明書、開廃業等届出書等の写し)又は同号ウに該当する者にあつては所得を証明する書類(確定申告書等の写し)

(6) 納税証明書又は所得非課税証明書

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、愛南町奨学金返済支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の変更)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく愛南町奨学金返済支援補助金計画変更(中止)申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 奨学金等に係る返済計画を変更しようとするとき。ただし、補助金の額に変更のないときは、この限りでない。
- (2) 本町を転出しようとするとき。
- (3) 就労状況等に変更があったとき。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、交付の決定を変更し、又は中止することができる。

(交付変更決定の通知)

第10条 町長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を変更し、又は中止したときは、当該申請者に対し、愛南町奨学金返済支援補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛南町奨学金返済支援補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後、交付対象期間内に町外へ転居し、又は転出したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、愛南町奨学金返済支援補助金返還命令書(様式第7号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年5月15日告示第40号)

この告示は、公表の日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則(平成29年9月29日告示第67号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

要件	補助金の交付対象期間
奨学金等の返済を開始した日、本町に住民登録した日、 第4条第5号アに該当する者にあつては就職した日、同 号イに該当する者にあつては起業した日、同号ウに該当 する者にあつては従事した日のうち、最も遅い日から起 算して1年を経過する日まで(以下「返済1年目」とい う。)に係る元金及び利子(対象奨学金等返済金に係る元 金及び利子をいう。以下同じ。)を返済計画に従って返 済したこと(返済1年目において返済1年目以後の元金 を繰上返済した場合も含む。)	返済1年目
奨学金等の返済を開始した日、本町に住民登録した日、 第4条第5号アに該当する者にあつては就職した日、同 号イに該当する者にあつては起業した日、同号ウに該当 する者にあつては従事した日のうち、最も遅い日から起 算して1年を経過する日の翌日から2年を経過する日 まで(以下「返済2年目」という。)に係る元金及び利子 を返済計画に従って返済したこと(返済2年目において 返済2年目以後の元金を繰上返済した場合も含む。)	返済2年目
奨学金等の返済を開始した日、本町に住民登録した日、 第4条第5号アに該当する者にあつては就職した日、同 号イに該当する者にあつては起業した日、同号ウに該当 する者にあつては従事した日のうち、最も遅い日から起	返済3年目

算して2年を経過する日の翌日から3年を経過する日まで(以下「返済3年目」という。)に係る元金及び利子を返済計画に従って返済したこと(返済3年目において返済3年目以後の元金を繰上返済した場合も含む。)	
奨学金等の返済を開始した日、本町に住民登録した日、第4条第5号アに該当する者にあつては就職した日、同号イに該当する者にあつては起業した日、同号ウに該当する者にあつては従事した日のうち、最も遅い日から起算して3年を経過する日の翌日から4年を経過する日まで(以下「返済4年目」という。)に係る元金及び利子を返済計画に従って返済したこと(返済4年目において返済4年目以後の元金を繰上返済した場合も含む。)	返済4年目
奨学金等の返済を開始した日、本町に住民登録した日、第4条第5号アに該当する者にあつては就職した日、同号イに該当する者にあつては起業した日、同号ウに該当する者にあつては従事した日のうち、最も遅い日から起算して4年を経過する日の翌日から5年を経過する日まで(以下「返済5年目」という。)に係る元金及び利子を返済計画に従って返済したこと(返済5年目において返済5年目以後の元金を繰上返済した場合も含む。)	返済5年目

別表第2(第6条関係)

補助金の交付対象期間	補助額
返済1年目	返済1年目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。
返済2年目	返済2年目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。
返済3年目	返済3年目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

返済4年目	返済4年目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。
返済5年目	返済5年目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

愛南町奨学金返済支援補助金交付申請書

愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額	円(千円未満切捨て)
2 奨学金等の名称	
3 奨学金等の返済期間	年 月 ～ 年 月
4 補助申請区分	1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
5 補助金算定対象期間	年 月 ～ 年 月
6 補助金交付対象経費	円
7 添付書類	(1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し (2) 申請日までの奨学金等の返済額を証する書類の写し(預金通帳・領収書等の写し) (3) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し (4) 町税等の納税証明書又は所得非課税証明書 第4条第5号ア該当者 (5) 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書(様式第2号) 第4条第5号イ該当者 (6) 自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明書、個人事業の開廃業等届出書等の写し) 第4条第5号ウ該当者 (7) 所得を証明する書類(確定申告書等の写し)
8 備考	愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第4条に規定する住民登録状況、申請者の町税等の納付状況等の情報に関し、町において確認することに同意します。

(誓約)

- 1 私は、交付申請初年度から5年以上、愛南町に居住する意思があることを誓約します。
- 2 愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第4条第7号の規定による、愛南町の他の移住定住の促進及び就業促進に係る補助事業等の給付を受けていないこと、今後も受けることがないことを誓約します。
- 3 提出した書類等に虚偽その他不正があったときは、交付を受けた補助金を返還します。

様式第2号(第7条関係)

就 労 証 明 書

年 月 日

愛南町長 様

1 住所	
2 氏名	(生年月日： 年 月 日)
3 就労年月日	年 月 日～
4 雇用形態	(1) 正規雇用 (2) 非正規雇用(雇用期間： ～)

上記のとおり、就労していることを証明します。

所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

様式第3号(第8条関係)

愛南町奨学金返済支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助年度	年度
2 補助金の名称	愛南町奨学金返済支援補助金
3 補助金対象金額	返済 年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分)
4 交付金額	返済 年目 円
5 交付条件	次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。 (1) 補助金の交付決定後、交付対象期間内に町外へ転居し、又は転出したとき。 (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

愛南町奨学金返済支援補助金計画変更(中止)申請書

愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付決定通知番号 通知年月日	第 年 月 日 号
2 補助金の名称	愛南町奨学金返済支援補助金
3 変更(中止)の内容及び理由	
4 補助金対象金額	<p>変更前 返済1年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済2年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済3年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済4年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済5年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分)</p> <p>変更後 返済1年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済2年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済3年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済4年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分) 返済5年目 円 (年 月返済分～ 年 月返済分)</p>
5 交付金額	<p>変更前 返済1年目 円 返済2年目 円 返済3年目 円 返済4年目 円 返済5年目 円</p> <p>変更後 返済1年目 円 返済2年目 円 返済3年目 円 返済4年目 円 返済5年目 円</p>
6 添付書類	変更(中止)の内容を証する書類

愛南町奨学金返済支援補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

1 補助年度	年度～ 年度
2 補助金名称	愛南町奨学金返済支援補助金
3 補助金対象金額	変更前 返済1年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済2年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済3年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済4年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済5年目 円(年 月～ 年 月返済分)
	変更後 返済1年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済2年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済3年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済4年目 円(年 月～ 年 月返済分) 返済5年目 円(年 月～ 年 月返済分)
4 交付金額	変更前 返済1年目 円 返済2年目 円 返済3年目 円 返済4年目 円 返済5年目 円
	変更後 返済1年目 円 返済2年目 円 返済3年目 円 返済4年目 円 返済5年目 円
5 交付条件	次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。 (1) 補助金の交付決定後、交付対象期間内に町外へ転居し、又は転出したとき。 (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

様式第 6 号(第 11 条関係)

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

愛南町奨学金返済支援補助金交付請求書

愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり
請求します。

1 補助事業の名称	愛南町奨学金返済支援補助金								
2 請求額	円(千円未満切捨て) (返済 年目分・ 年 月～ 年 月返済分)								
3 振込先	<table border="1"><tr><td>金融機関名</td><td>銀行 支店</td></tr><tr><td>口座種別</td><td></td></tr><tr><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>(フリガナ) 名義人</td><td>()</td></tr></table>	金融機関名	銀行 支店	口座種別		口座番号		(フリガナ) 名義人	()
金融機関名	銀行 支店								
口座種別									
口座番号									
(フリガナ) 名義人	()								

様式第7号(第13条関係)

愛南町奨学金返済支援補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



愛南町奨学金返済支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

1 返還すべき金額	円
	(返済 年目分・ 年 月 日交付分の一部・全部)
	(返済 年目分・ 年 月 日交付分の一部・全部)
	(返済 年目分・ 年 月 日交付分の一部・全部)
	(返済 年目分・ 年 月 日交付分の一部・全部)
2 返還期限	年 月 日まで
3 返還を命ずる理由	
4 返還方法	
5 交付決定通知番号 通知年月日	年 月 日 第 号 年 月 日 第 号 年 月 日 第 号 年 月 日 第 号
6 補助年度	年度～ 年度
7 補助金の名称	愛南町奨学金返済支援補助金
8 補助金の 交付決定通知額	返済1年目 年度 円
	返済2年目 年度 円
	返済3年目 年度 円
	返済4年目 年度 円
	返済5年目 年度 円
9 補助金の 既交付額	返済1年目 年度 円
	返済2年目 年度 円
	返済3年目 年度 円
	返済4年目 年度 円
	返済5年目 年度 円

様式第 1 号(第 7 条関係)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 3 号(第 8 条関係)

様式第 4 号(第 9 条関係)

様式第 5 号(第10条関係)

様式第 6 号(第11条関係)

様式第 7 号(第13条関係)